

町 県 民 税 の 税 源 移 譲 に 伴 う 経 過 措 置 に つ い て

町県民税は、平成19年度から大きく負担が増えています。これは、税源移譲に伴う税率の変更及び定率減税の廃止によるものです。何卒ご理解下さいませようお願い申し上げます。

このたびの税源移譲の実施により、経過措置がありますので、その概要について紹介します。

1 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

ご注意下さい 平成20年7月中に申請が必要です

税源移譲とは、平成19年度の町県民税を増やし、平成19年分の所得税を減らす政策のことです。ところが、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなった場合、平成19年度分の町県民税(平成18年中の所得で算出)で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなります。このため、税源移譲前の町県民税額(改正前の税率によって算出した税額)まで減額する経過措置が設けられています。対象者は、平成20年7月1日から31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村に申告する必要があります。

なお、この措置は平成19年度分の町県民税のみの適用となります。

2 住民税の住宅ローン控除の適用

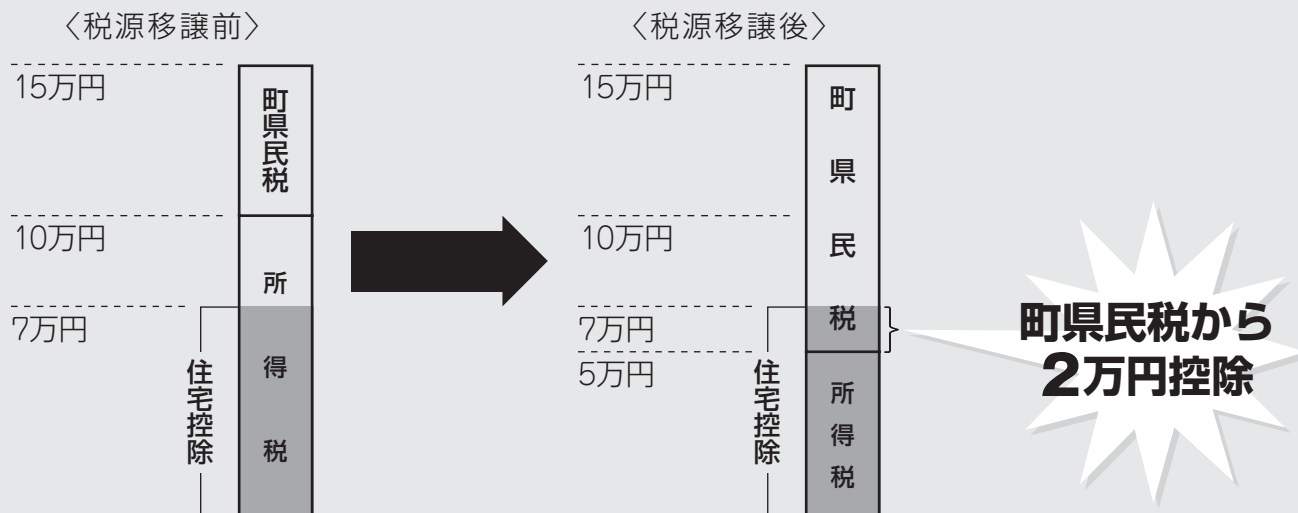
ご注意下さい 平成20年3月17日までに申告が必要です

住宅ローン控除は、所得税のみにある制度ですが、税源移譲により所得税が減ることになりますので、いままで控除できていた金額が控除できないという問題が起きてきます。そこで税負担が変わらないようにするため、町県民税による住宅ローン控除の調整措置が設けられています。

ただし、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、平成20年度から平成28年度までの町県民税に適用があります。申告方法については、詳細が決まり次第、広報紙等でお知らせします。

【例】前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額が税源移譲前の所得税額より少ない場合

税源移譲前に所得税10万円で住宅控除が7万円適用があったものが、税源移譲により所得税が5万円になった場合、住宅控除は5万円しか受けられなくなります。税負担が変わらないようにするため、町県民税から2万円控除することになります。



詳しい内容については、税務課町民税担当までお問い合わせ下さい。また、手続き等について詳細が決まり次第、広報紙等でお知らせします。